

事務連絡
令和5年11月30日

都道府県ギャンブル等依存症対策担当課 御中

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と医療計画との一体的策定等について

日頃よりギャンブル等依存症対策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「令和5年の地方分権改革に関する提案募集」において、「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し」を求める提案をいただいたことを受け、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下、「都道府県計画」という。）の取扱いについて、改めて下記のとおり周知いたします。

記

- 都道府県計画の策定に当たっては、都道府県計画の内容が医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4）に定める内容と重複する部分がある場合には、医療計画と都道府県計画を一体のものとして策定することも可能です。
- 都道府県計画の期間及び変更の必要性については、都道府県がその実情に応じて判断することが可能です。